適格請求書発行事業者の登録申請書

	1	 又受I	11、1																									[1 /	²
令和]	F	月	F	I	住法を	店	は り 場 又	居合	所)は	(〒 ② (法 <i>)</i> 広島	人の場	合の	み公表	表され	ます		番7号	17											
					申	の	. う 所 フリ	在	:	地									(電	話話	番号	0	82		2	87		_ 9	160	6)
						納	币	兑		地	広島						52耆	番7号	}											
					請	(>	7 Y	ガ	ナ)	_ L	I1 5 3	シークリ	ーンサ	t-Ľ*.	ス カフ	'	:	シ ヤ	(電	話	番号	0	82	_	2	87	_	<u> </u>	160	3)
						氏 名	又	は	名	- [c !	リ	->	/サ-	- Ł	゙゙ス	株	式ź	会社										
					者		7 Y		,		イシカブ 																	_		
	広島南	<u> </u>	脱務	署長属	几	(法代表					石川	l <u>=</u>	E介	•																
						法	人	番	:	号	5	2		4	0		0	0		1	()	4		1		9	-	7	2
公表 1 2 な	される申請者	きずの人記	氏名 各の 1 及で	又は名 ない社 び 2 の	ı称 :団等る)ほか、	事項(を除く。 登録を て公表)に 番号及	こあっ とび3	って <i>に</i> 登録 ⁴	ま、: 年月	本店! 日が!	又は 公表	主た され	こる。	事務す。	所の)所:	在地											~~ _	・ジで
(平成2※	28年 当該	法律 申請	津第18 青書は	5号) :、所 ²	求書	i い き 等の	見定() 一音	によ 部を	る改正	女正 E する	後の3法	消	費移	法	第5	7条	O 2	2 第	2	項 0) 規	定	に。	とり	申	請	しき	ます	0
						期間の和 5 年	10月	1] に	登録	され	まっ	す。																	
							申請	書を	提出~						当す	る事	F業:	者の	区分	こり					を付	けし	てく	だ	さい	١.
事	業		者	区	分	※ 次	葉「犭				8」欄		し載し	して・							業者		该当	する			こは、	次	葉	「免税
判合に なか	により 令和 5 申請書 ったこ	課年をと	説事業 3月30 出す・ こつき	き者と 0日) るこ姓 を困難	期なまがな事情 の場にき情情		者の値	在認 」	欄も	記載	戦して	くだ	<u> さい</u>	<i>`</i> \ (詳し	く は	記載	艾 要領	夏等	をご	確認		ださ	≬ `\°) 。					
税	理		士	署	名		土法。 里士	人	長谷	別名	会計								(電	 言話者	番号	0	182	_	. 2	72	_	_ <u> </u>	86	3)
※ 税	整理番号					部門 番号			申請	青年	月日	1			年		月			Á	信	年		F		I		確 認		
3署処理	入力				年	月			番号確認					·元 認			<u></u>	確 書 巻		固人番 その他		<u> </u>	/通 	知力	- k ·	連	転免 言	F証 _) 		
欄	登録	社 番	: 号	Τı		1 1		1	1	ı		1		ı																

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	氏名又は名称 H.Cクリーン	サービス 柞	株式会社								
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。										
免	(平成28年法律第15号) 附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者										
税	※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないことと	なります。									
事	個 人 番 号										
業	事生年月日(個法人事業年	自 度	月 日								
者	業内 人)又は設立 年月日 中月日(法人) 1	至	月 日								
1	容 年月日(法人) 記載資本	金	円								
の	等事業內容										
確	# 税 期 間 の 初 日 ※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日 「										
認	規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け										
#13	よりとする事業有	年	月日								
登	登課税事業者です。										
録	と ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 ☑ はい □ いいえ の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は 「はい」を選択してくださ										
要	の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。 い。										
件	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 ☑ はい □ いいえ										
(T)	(「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。) 										
確認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して います。	□ はい [□ いいえ								
μι.	-										
参											
考											
事											
 ₱											
項											